

来年4月に予定される消費税率の引き上げを控え、新築住宅のほかに9月末までに契約すれば5%の現行税率が適用される特例があることはあまり知られていない。結婚式場の予約や雑誌の定期購読などが代表例だ。消費税は商品やサービスの受け渡し時に税金がかかるのが原則。だが税率引き上げを前に、一部に限って特例の経過措置が認められている。

住宅では、9月末までに新築の注文住宅やマンションを契約した場合、受け渡しや入居が来年4

結婚式場 ■ 雑誌の購読 ■ 有料老人ホーム

# 月内契約なら「消費税5%」

9月末までに契約すれば消費税は5%



月以降でも消費税率は5%で済む。購入者の注文が建物に反映していることが条件だが、マンションでは、壁紙の色を選ぶ

式でも5%の税率が適用される。都内の大手ホテルには「問い合わせもきている」という。式場を9月末までに予約し、10月以降に契約しないプランを追加したり、人数が増えたりした場合には、契約時よりも金額が増えた部分にだけ、新しい税率(8%)がかかる。

有料老人ホームでは、9月末までに契約し、来年4月より前に入居すれば、4月以降のサービスにかかる税率が5%とな

## 増税前、住宅以外も特例

通信販売は9月末まで払って老人ホームに住み続ける権利を得る「終身入居契約」などの条件を満たす必要がある。業界大手でも「5%据え置きを前面に打ち出した営業はしていない」(ニチイ学館)ため、急いで契約する人は少ないようだ。雑誌の定期購読も9月末までに契約し、来年3月未だに代金を支払えば5%の税率で配本を受けられる。3年などの長期契約も対象。今のところ「制度の認知が低く、申込者は多くない」(大手書店チェーン)という。

通信販売は9月末まで払って老人ホームに住み続ける権利を得る「終身入居契約」などの条件を満たす必要がある。業界大手でも「5%据え置きを前面に打ち出した営業はしていない」(ニチイ学館)ため、急いで契約する人は少ないようだ。雑誌の定期購読も9月末までに契約し、来年3月未だに代金を支払えば5%の税率で配本を受けられる。3年などの長期契約も対象。今のところ「制度の認知が低く、申込者は多くない」(大手書店チェーン)という。